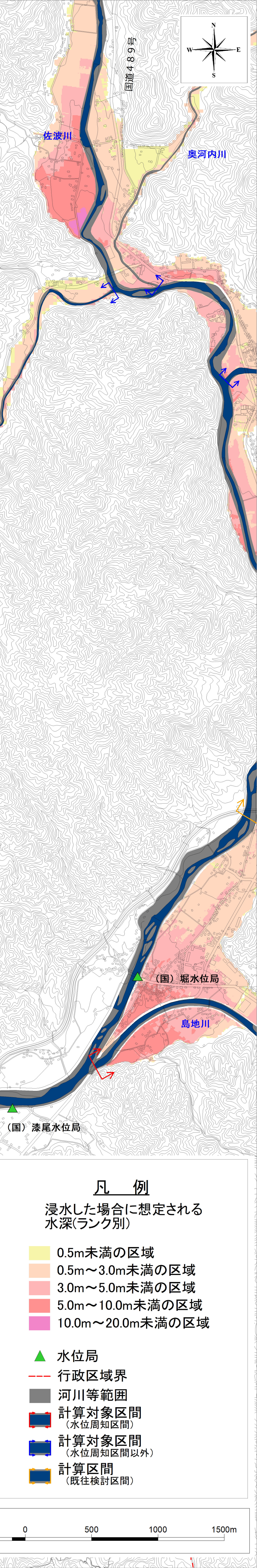
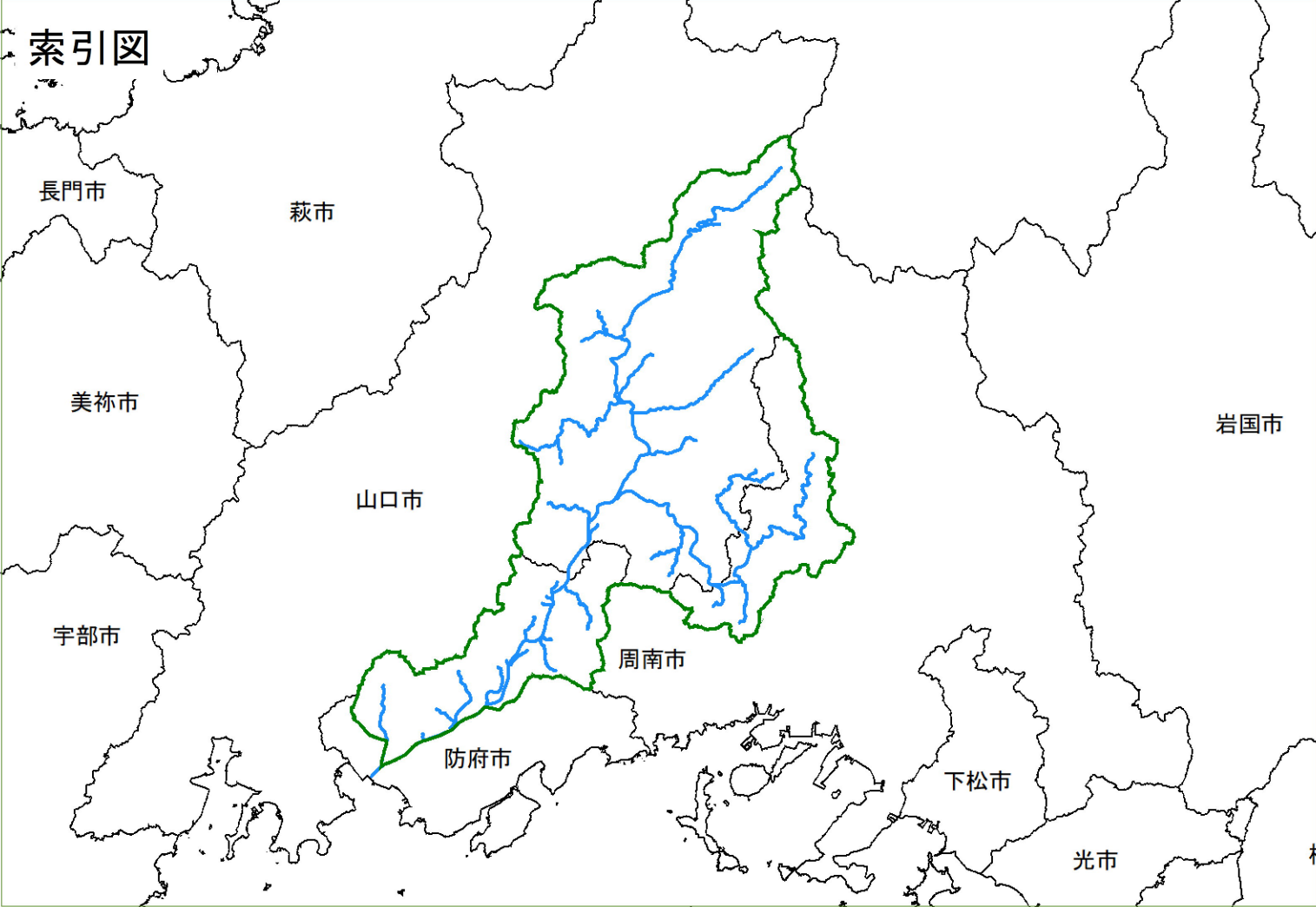
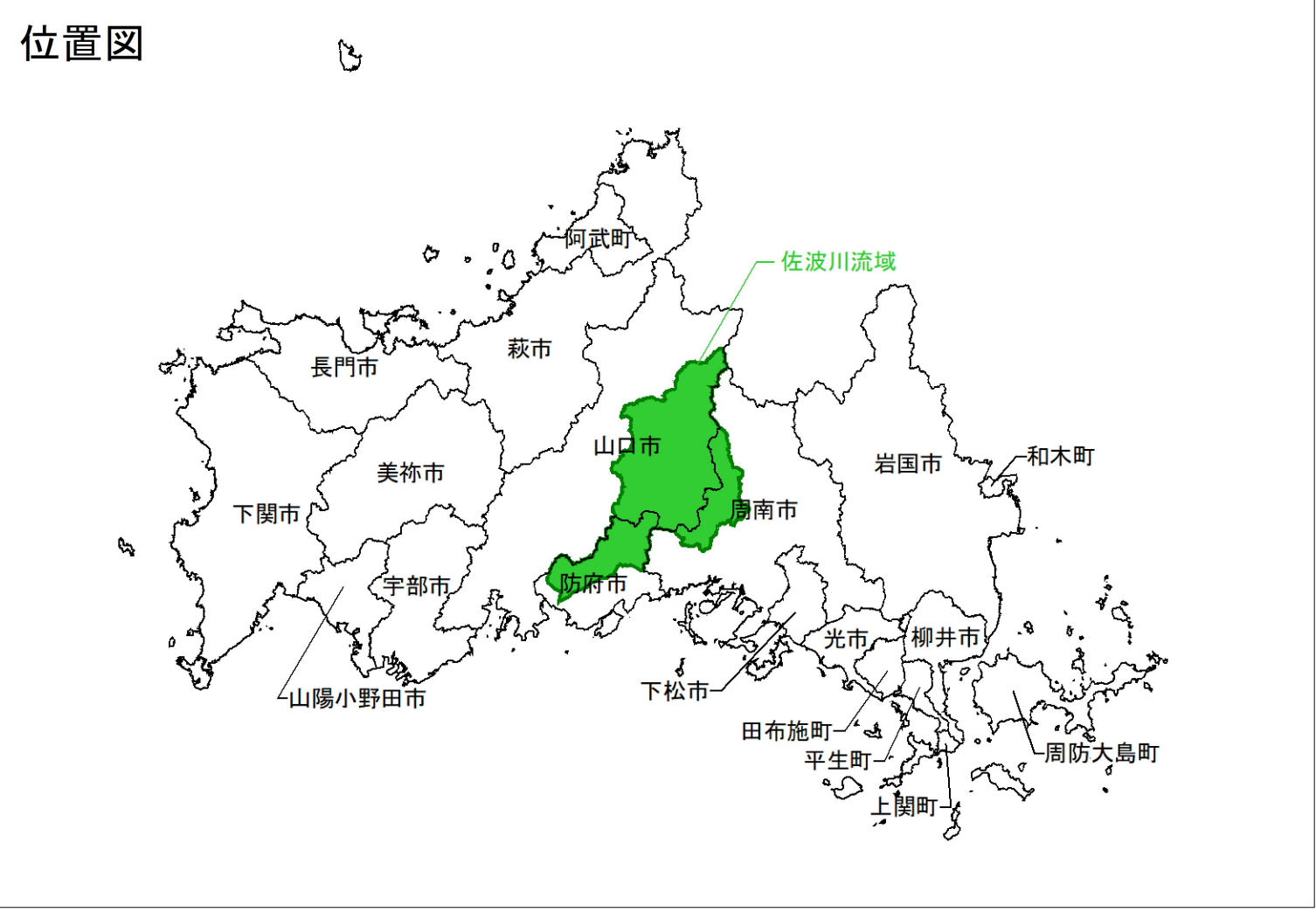


佐波川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（5/9）



1. 説明文
- (1) この図は、山口県内の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域は、指定時点での対象区間の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象区間が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、各シミュレーションの実施にあたっては、洪水予報区間、水位周知区間及び既往検討区間以外を対象区間の決壊による氾濫範囲の拡大、対象区間以外からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項
- (1) 作成主体 山口県
- (2) 告示年月日 令和 7 年 6 月 3 日
- (3) 告示番号 山口県告示第 186 号
- (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項
- (5) 対象となる河川 山口県内の県管理河川（対象区間）図示の上あり
- (6) 前提となる降雨 想定し得る最大規模の降雨（水系及び河川毎に異なる）
- (7) 関係市町 山口市・周南市・防府市
3. その他計算条件
- (1) 洪水予報区間及び水位周知区間については「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）」（平成 27 年 7 月）に基づき氾濫シミュレーションを行い、洪水予報区間、水位周知区間及び既往検討区間以外を対象区間は、マニュアルの作成手法を基本としつつ、「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」（令和 2 年 6 月）を取り入れた簡易的なシミュレーションにより予測しています。
- (2) 洪水予報区間、水位周知区間及び既往検討区間以外を対象区間におけるシミュレーションの実施に用いた河道の形状は、航空レーザ測量データ等を使用して表現しており、計測以降の河道等の変化やその特性上、小河川及び水面下一部の地形を適切に評価できない場合があるため、氾濫した場合に推定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs729）」

【この地図のデータは、防府市の承認を得て防府市地形図を使用し調製したものである。「測量法に基づく防府市長承認（使用）防都計第 6 2 2 号」】